

○名寄地区衛生施設事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則

〔平成8年12月10日〕
規則第1号

改正 平成18年3月27日 規則第2号

（目的）

第1条 この規則は、名寄地区衛生施設事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成8年条例第1号）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（勤務時間、休日及び休暇等）

第2条 職員の勤務時間、休暇等この条例施行規則に関し必要な事項については、名寄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成18年名寄市規則第40号）を準用する。

附 則 （平成8年12月10日 規則第1号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（名寄地区衛生施設事務組合職員の勤務時間及び休暇に関する規則の廃止）

2 名寄地区衛生施設事務組合職員の勤務時間及び休暇に関する規則（昭和45年規則第6号）は廃止する。

附 則 （平成18年3月27日 規則第2号）

この規則は、平成18年3月27日から施行する。

